

令和7年度助成 岡崎市福祉ハッピーリンク活動助成事業

募集要綱

01 事業の目的

社会福祉法人岡崎市社会福祉協議会は、地域住民が主体的に取り組む人との笑顔が繋がる福祉活動の活性化を図るため、市内で実施される先駆的で必要性の高い福祉活動に対し、資金的支援を行います。また、この事業は赤い羽根共同募金の財源を活用することから、募金の使い道の透明化を図り、共同募金への理解を深めることも目的としています。

02 助成対象団体

共同募金の推進に理解のある、岡崎市内を活動の場とした自主的に継続的な活動・事業を進めている、または進めようとしている非営利の団体です。

03 助成対象事業

令和7年4月1日から令和8年3月31日までに岡崎市内で実施される事業で住民の福祉向上に資する非営利のものであり、地域福祉活動の推進に寄与するものが対象です。

04 助成の対象とならない経費、事業

次のいずれかに該当する経費、事業は交付対象となりません。

- 1 主たる効果が市外で生じる事業。
- 2 日常的な運営経費(人件費、家賃、光熱水費、通信費、消耗品費、保険料など)や、従来の事業費を振り替えて実施する事業。
- 3 団体構成員や関連する事業所、団体、個人への支出、又はそれに類する目的にかかる経費。
- 4 特定の個人や当該団体内のみを対象とした事業。
- 5 政治活動および宗教活動、販売活動を目的とした事業。
- 6 食料提供や給付を目的とした事業。
- 7 交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費など地域福祉活動の推進に直接結びつかない経費や、社会通念上、助成金で賄うことがふさわしくないと考えられる経費。
- 8 他の財源をもって実施することが適当と認められる事業、経費。
- 9 過去に、当事業による助成を受けた事業。
- 10 その他、公序良俗に反する事業、事業経費として不適当と認められるもの。

05 助成総額

助成額は1団体につき最高30万円を限度とし、5万円を超える事業に関しては事業総額の3/4以内とする。本事業は共同募金配分金事業予算100万円の範囲内で実施します。

06 応募方法

申請書に以下の書類を添付して、岡崎市社会福祉協議会 総務課 事務係の窓口にご持参ください。

※申請書類提出前に、担当者が申請書等の確認並びに申請内容について聞き取り等を行いますので、予め、お電話で来所の日時をご予約のうえ、お時間に余裕をもってお越しください。

〈添付書類〉

- 団体に概要や活動がわかる資料(定款、会則、事業報告書、決算報告書、パンフレット、活動写真、会員名簿など)
- 注意事項
- 外部講師等への謝礼金については、職位等を考慮し以下の額を目安とします。
大学教授 22,800円 / 大学准教授 17,200円 / 大学講師等 13,500円 / 民間・一般 8,100円

岡崎市社会福祉協議会

申請書はこちらから



「助成金交付申請書」は社会福祉協議会の窓口でお渡しするほか、社会福祉協議会ホームページからダウンロードできます。皆さまの申請をお待ちしています。

審査は、第1次審査から第2次審査までとなります。

※事業総額5万円以内の事業に関しては第1次審査のみ

窓口申請期間

令和6年8月1日(木)～令和6年11月15日(金)

申請書の提出期限は令和6年11月15日(金)16:00までです。

助成事業の流れ

第1次審査 書類選考

なお、審査の結果いかにかわらずご提出いただいた申込書、書類等は返却できません。また、審査内容についてもお答えできませんのであらかじめご了承ください。

公開プレゼンテーション事前オリエンテーション

不参加の場合は辞退とみなします。

令和7年
1月下旬予定

第2次審査 公開プレゼンテーション

審査員の前で事業内容を発表します。

令和7年
3月1日(土)

結果発表・助成金の通知

令和7年
3月

助成の交付決定・交付

令和7年
4月

事業の実施

令和7年
年度中

事業完了後、報告書を提出

事業終了後2ヶ月以内
もしくは令和8年
3月31日未までに

事業報告会

令和8年度の公開プレゼンテーション開催時に行います。

令和8年
2月～3月

お問い合わせ

社会福祉法人 岡崎社会福祉協議会 総務課 事業係

〒444-0802 岡崎市美合町五本松68番地12 社会福祉センター1階 ボランティアセンター

(0564)47-7955 受付時間 平日9:00～17:00

FAX (0564)47-7956 E-mail vc@okazaki-shakyo.jp